

第6期(平成27～29年度)

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

ダイジェスト版



第1章 計画の概要

計画の趣旨

少子高齢化が急速に進む中、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据えて、たとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。また、介護保険制度改正も踏まえて、介護サービス事業所によるサービスの充実とともに、市民一人ひとりが介護を自分自身の問題としてとらえ、地域住民の協力により、地域福祉の推進、福祉を通じた地域づくりを進めることも重要な課題となっています。

今治市では、社会情勢の変化に対応するとともに、今後の高齢化対策をより一層推進するため、本市が目指すべき高齢者福祉と介護保険事業の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

介護保険制度改正の主な内容

①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援サービスの充実・強化

②予防給付の見直しと地域支援事業の充実

予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(平成29年度末まで)する。

③特別養護老人ホームの重点化

原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定する。

④低所得者の保険料の軽減割合の拡大

給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得高齢者の保険料の軽減を強化する。

⑤一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ

これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を2割とする。

⑥補足給付の見直し(資産等の勘案)

施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費の負担軽減を行うにあたっては、預貯金や有価証券等、資産を勘案するなどの見直しを行う。

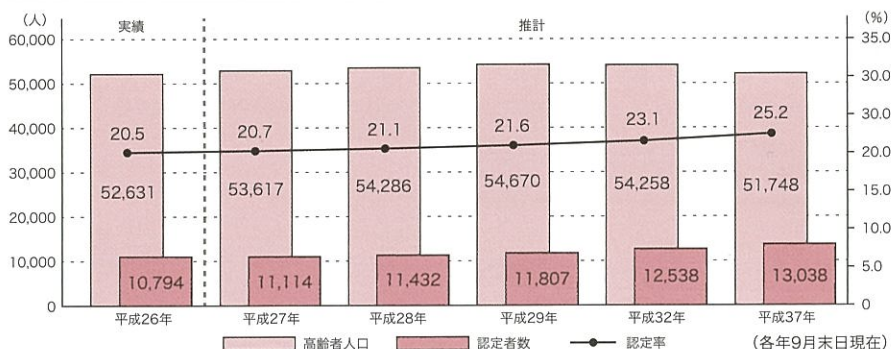
⑦サービス付き高齢者向け住宅の住所地特例の適用

これまで住所地特例の適用対象外であったサービス付き高齢者向け住宅について、住所地特例の対象とする。

第2章 高齢者を取り巻く今治市の現状

高齢者人口・要介護(要支援)認定者の推移について

本市の高齢者人口については、平成30年までは増加していきますが、平成31年以降は緩やかに減少していくと見込まれています。しかし後期高齢者(75歳以上)は年々増加していくため、認定者数は増加し、認定率も上昇すると見込まれます。



第3章 計画の基本的な考え方

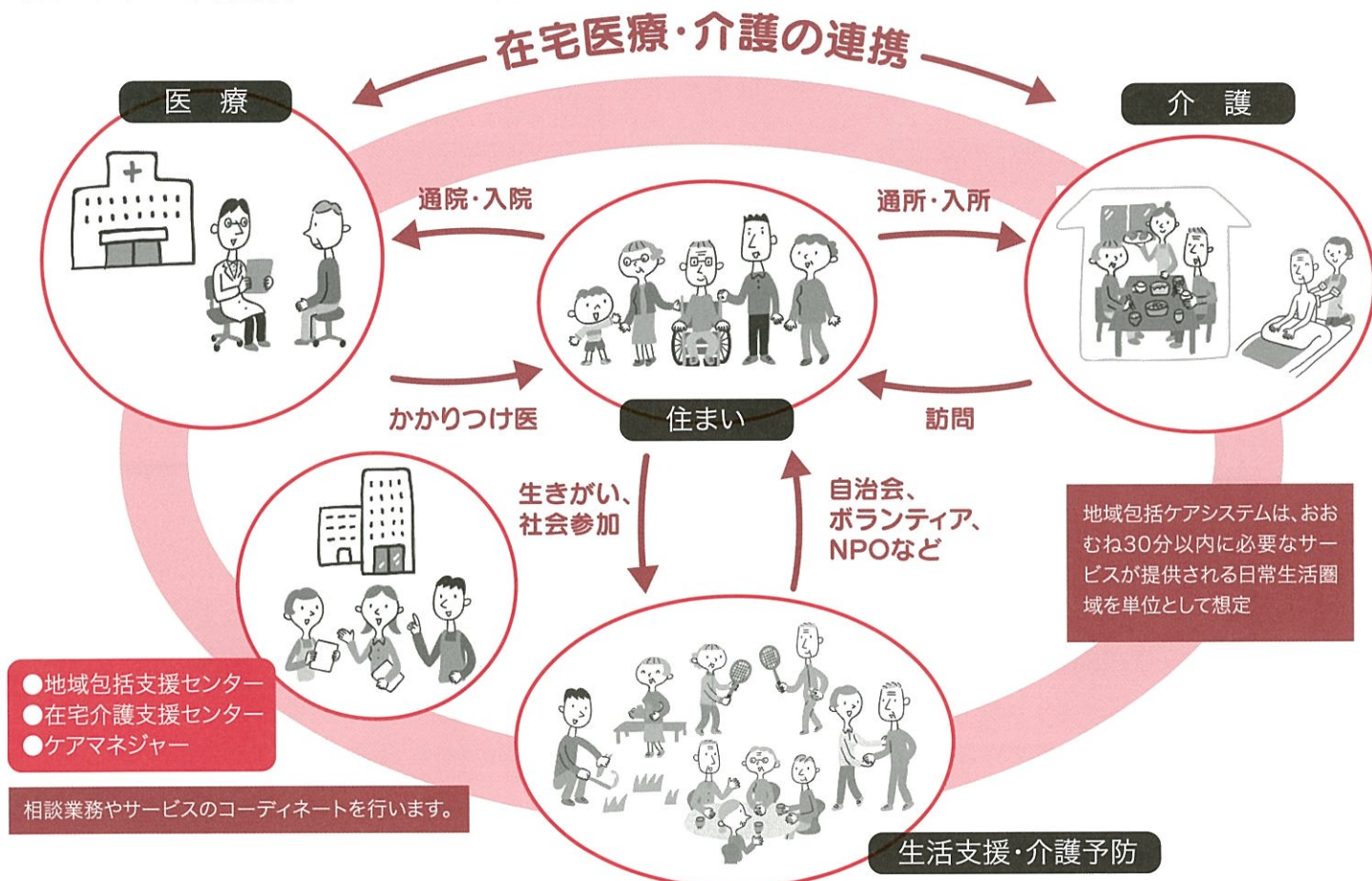
基本理念

おもいやりの心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち

基本方針

- ① 地域包括ケア体制の整備充実及び地域福祉活動の推進
- ② 地域とともに歩む総合福祉サービスの推進
- ③ 生涯健康づくり・介護予防の推進
- ④ 介護保険制度の円滑な運営・推進

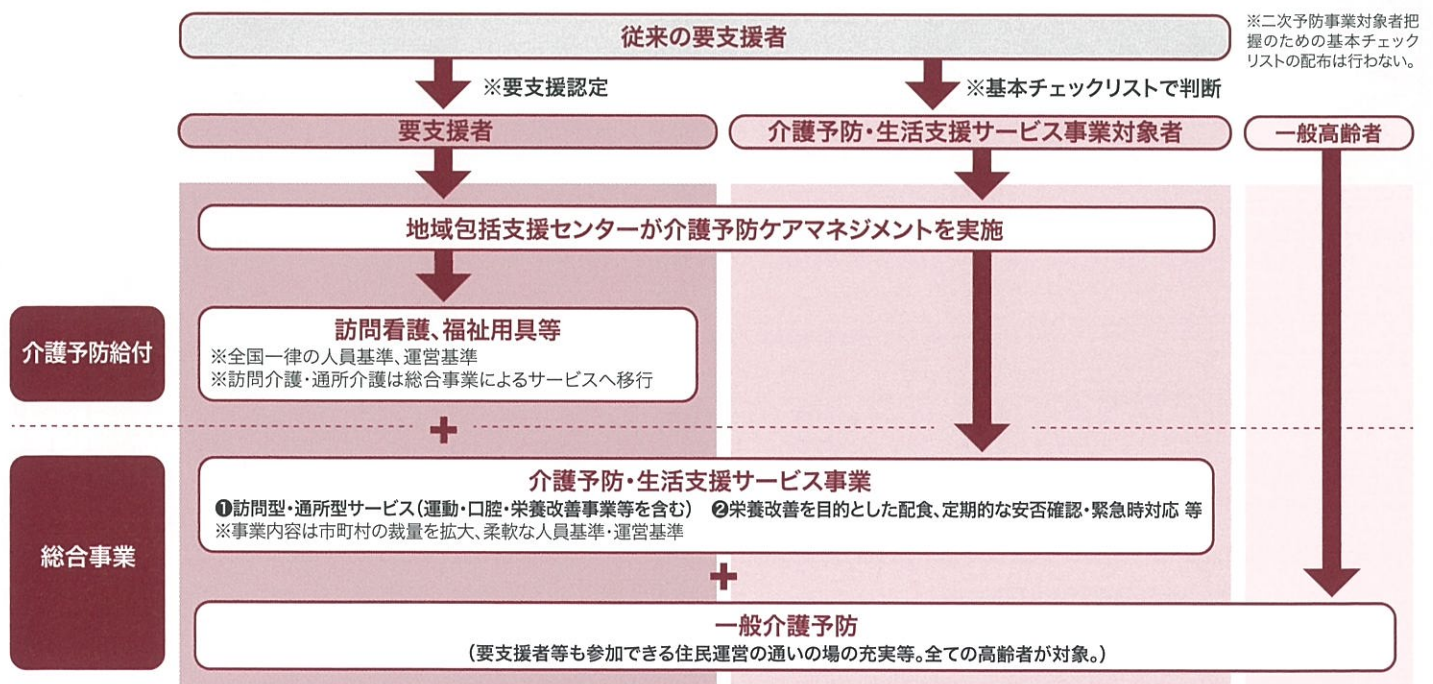
2025年の地域包括ケアシステムの姿



第4章 施策展開

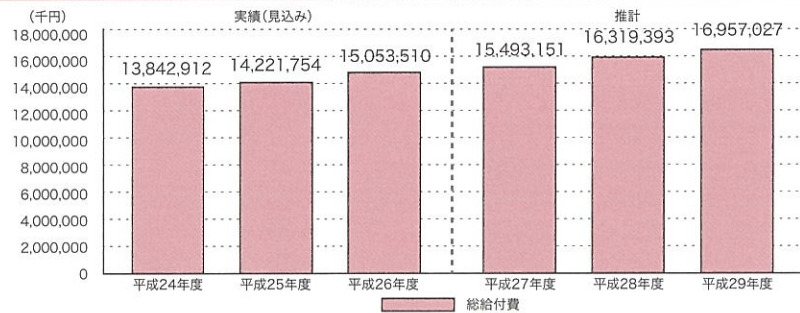
取組施策	施策方針
1.健康づくり・介護予防の総合的な促進	○今治市健康づくり計画に基づく様々な取り組みにより、関係機関と連携し、健康づくりを推進していきます。 ○高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた介護予防事業を推進します。リハビリテーション職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。
2.社会参加・生きがいづくりの推進	○介護支援ボランティア事業の周知を図るとともに、シルバー人材センター・今治市社会福祉協議会・老人クラブ等と連携し、高齢者が積極的に社会参加できる体制づくりを推進します。
3.安心して暮らせるまちづくりの促進	○地域包括支援センター等において行っている相談業務について周知を図り、気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ○地域における福祉活動を推進し、地域で高齢者を支える体制の整備を図ります。
4.認知症高齢者に対する支援	○今治市認知症高齢者等見守りネットワーク事業「いまからネット」を広く市民の方に周知し、認知症についての正しい知識の普及や支援体制の充実を図ります。 ○認知症の早期診断・早期対応に向け、認知症初期集中支援チームの設置について検討を進めます。 ○認知症施策や事業の企画調整を行う、認知症地域支援推進員の配置を検討します。 ○認知症ケアパスの普及、啓発、活用に努めます。
5.医療と介護の連携強化	○在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。 ○24時間対応の在宅医療・介護サービスの充実強化を図ります。
6.生活支援サービスの充実と家族介護者への支援	○介護保険給付対象外の生活支援サービスの充実を図ります。 ○生活支援サービスについては、平成29年度末までに移行する「介護予防・日常生活支援総合事業」において、サービスの見直し・充実を図ります。 ○家族介護教室や家族介護者交流事業等のさらなる充実・PRに努め、家族介護者の精神的負担や経済的負担の軽減を図ります。
7.高齢者の住まいの確保	○入所施設の整備とあわせて、高齢者の状態や希望に応じた住まいの場の確保などを検討します。

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)のイメージ

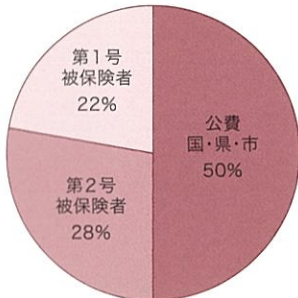


第5章 介護保険事業の推進

介護給付費の推計



介護(予防)給付にかかる費用は認定者の増加に伴い、上昇を続けています。平成27年度以降においても、引き続き右肩上がりで推移する見込みです。



費用負担の割合

介護保険サービスを利用した場合、費用の1割(平成27年8月より一定以上所得者については2割)を利用者が負担し、残りは保険給付により賄われます。介護保険制度では、公費と保険料とで給付費の50%ずつを負担します。公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者(65歳以上)及び第2号被保険者(40歳～64歳)が負担します。

平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の負担割合は21%でしたが、平成27年度から平成29年度においては22%に変更されます。

第6期介護保険料の概要

本市においては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料の段階設定を行うとする国の考え方に沿った形で、高所得者への応能負担による多段階化を実施し、9段階とします。また低所得者の負担軽減を図るため、公費投入による軽減措置が設けられます。

所得段階	対象となる方		基準額	調整率	保険料(年額)
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ○前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方で世帯全員が住民税非課税の方		68,600円 (年額) 5,718円 (月額)	×0.5	34,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方		×0.75	51,500円
第3段階		上記以外の方		×0.75	51,500円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税を課税されている方がいる	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		×0.9	61,800円
第5段階		上記以外の方		×1.0	68,600円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方		×1.2	82,300円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方		×1.3	89,200円
第8段階		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方		×1.5	102,900円
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上の方		×1.7	116,600円

低所得者に対する軽減強化(予定)

平成27年度～ 第1段階 調整率 0.5 ⇒ 0.45

平成29年度～

第1段階 調整率 0.45 ⇒ 0.3

第2段階 調整率 0.75 ⇒ 0.5

第3段階 調整率 0.75 ⇒ 0.7

○認定・給付について 本庁 高齢介護課

☎0898-36-1526

各支所住民サービス課

○保険料について 本庁 市民税課

☎0898-36-1510

各支所住民サービス課